

規約・規定・特約の改定について

2026年4月1日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間の契約を変更させていただくものです。

1. 改定対象

「リボルビング払い」および「回数指定分割払い」が利用できるすべてのクレジットカードにかかる
会員規約

2. 効力発生日

2026年10月1日

3. 改定内容

改定内容は別紙赤字のとおりです。

条項の改定の背景や詳細につきましては、（お知らせ欄 URL：

<https://tscubic.com/information/content/?infid=20260401-01>）をご覧ください。

※レクサスカードについては（お知らせ欄 URL：

<https://lexus-fs.jp/information/content/?infid=20260401-02>）をご覧ください。

規約等（全文）につきましては、2026年10月1日頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

以上

旧				新				備考
第35条 (分割払による支払)				第35条 (分割払による支払)				
1. (前略)				1. (前略)				(変更)
支払回数	支払期間	実質年率 (%)	利用代金100円あたり の手数料金額 (円)	支払回数	支払期間	実質年率 (%)	利用代金100円あたり の手数料金額 (円)	
3	3ヶ月	15.00%	2.52	3	3ヶ月	18.00%	3.01	
5	5ヶ月		3.79	5	5ヶ月		4.54	
6	6ヶ月		4.42	6	6ヶ月		5.31	
10	10ヶ月		7.01	10	10ヶ月		8.43	
12	12ヶ月		8.31	12	12ヶ月		10.00	
15	15ヶ月		10.29	15	15ヶ月		12.41	
18	18ヶ月		12.30	18	18ヶ月		14.84	
20	20ヶ月		13.65	20	20ヶ月		16.48	
24	24ヶ月		16.37	24	24ヶ月		19.81	
30	30ヶ月		20.54	30	30ヶ月		24.89	
36	36ヶ月		24.80	36	36ヶ月		30.14	
(後略)				(後略)				
2. (前略) 〈具体的算定例〉(お支払の目安) 利用代金5万円、10回払(15.00%)の場合 ◇分割払手数料：50,000円×(7.01円÷100円)=3,505円 ◇支払総額：50,000円+3,505円=53,505円 ◇月々の支払金：53,505円÷10回=5,350円(初回5,355円)				2. (前略) 〈具体的算定例〉(お支払の目安) 利用代金5万円、10回払(18.00%)の場合 ◇分割払手数料：50,000円×(8.43円÷100円)=4,215円 ◇支払総額：50,000円+4,215円=54,215円 ◇月々の支払金：54,215円÷10回=5,421円(初回5,426円)				(変更)
第36条 (リボルビング払による支払)				第36条 (リボルビング払による支払)				
1. 会員がリボルビング払を指定した場合、当該利用分を含む毎月の支払金額は、第10条に定める締切日におけるリボルビング利用残高に応じて、次項記載の方式およびコースのうちから当社所定の方法により会員が選択した方式およびコースに定める金額(以下「弁済金」という)とします。弁済金には、第10条に定める毎月の締切日(5日または20日)におけるリボルビング利用残高に対して、月利方式により1.25%を乗じた額(1円未満の端数は切り捨て)の手数料(実質年率15.00%)が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。				1. 会員がリボルビング払を指定した場合、当該利用分を含む毎月の支払金額は、第10条に定める締切日におけるリボルビング利用残高に応じて、次項記載の方式およびコースのうちから当社所定の方法により会員が選択した方式およびコースに定める金額(以下「弁済金」という)とします。弁済金には、第10条に定める毎月の締切日(5日または20日)におけるリボルビング利用残高に対して、月利方式により1.50%を乗じた額(1円未満の端数は切り捨て)の手数料(実質年率18.00%)が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。				(変更)
2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとします。				2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとします。				(変更)

支払方式・コース		利用残高ごとの弁済金	
		10万円以下	10万円超10万円毎の加算金額
残高スライド方式	Aコース	5,000円	5,000円
	Bコース	10,000円	5,000円
	Cコース	10,000円	10,000円
	Dコース	15,000円	15,000円
	Eコース	20,000円	20,000円
定額方式		5,000円以上5,000円単位で任意の金額(当社所定の場合は、これと異なる金額となります。)	

※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式のAコース等所定の支払コースによるお支払いとなります。
<具体的算定例>
利用残高 10万円、弁済金 5千円
月利 1.25% (実質年率 15.00%) の場合
◇手数料充当分：100,000円×1.25%=1,250円
◇元本充当分：5,000円-1,250円=3,750円

支払方式・コース		利用残高ごとの弁済金	
		10万円以下	10万円超10万円毎の加算金額
残高スライド方式	Aコース	5,000円	5,000円
	Bコース	10,000円	5,000円
	Cコース	10,000円	10,000円
	Dコース	15,000円	15,000円
	Eコース	20,000円	20,000円
定額方式		5,000円以上5,000円単位で任意の金額(当社所定の場合は、これと異なる金額となります。)	

※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式のAコース等所定の支払コースによるお支払いとなります。
<具体的算定例>
利用残高 10万円、弁済金 5千円
月利 1.50% (実質年率 18.00%) の場合
◇手数料充当分：100,000円×1.50%=1,500円
◇元本充当分：5,000円-1,500円=3,500円

* 「会員」の呼称は各対象カードによって異なりますので、改定前後のいずれについても各対象カードに適用される規約等に記載された呼称に読み替えてください。

* 以下各対象カードの会員規約におきましては、「読み替え前」欄に記載の内容を「読み替え後」欄に記載の内容に読み替えてください。

- リゾートトラストメンバーシップカード
- リゾートトラスト社員カード
- TOKAIカード
- カラフルタウンカード
- グランパスオフィシャルカード
- KOBE PiTaPaカード
- OSAKA PiTaPaカード
- フィールタウンカード
- ふれ愛倶楽部カード

読み替え前	読み替え後
第35条	第34条
第36条	第35条

以上